



宮 崎 県 公 報

平成26年12月4日(木曜日) 第 2648 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(国保・援護課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“ ”) 1	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障害福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の名称の変更……………(“ ”) 1	
○有害興行の指定……………(子ども家庭課) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定……………(自然環境課) 2	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について……………(“ ”) 2	
○漁業の許可又は起業の認可の申請期間を定める 告示……………(水産政策課) 2	
○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 2	

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(協・働・敷・議) 3
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見……………(商工政策課) 3
○家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会修 業試験の合格者……………(家畜防疫対策課) 3
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 3
○落札者等の公告(2件)……………5
人事委員会規則
○職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正 する規則……………5
○職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改 正する規則……………9
正 誤
○平成26年10月16日付け県公報(第2634号)中……………13

告 示

宮崎県告示第 689号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年12月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
岡富調剤薬局	延岡市岡富町 117番地	平成26年11月 1 日
上野医院	西都市大字鹿野田5579番地 1	平成26年11月 1 日
さとう耳鼻咽喉科	延岡市岡富町 116	平成26年11月 1 日

宮崎県告示第 690号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年12月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
上野医院	西都市大字鹿野田5579番地 1	平成26年10月31日

宮崎県告示第 691号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年12月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
岡富調剤薬局	延岡市	薬局	平成26年12月 1 日

宮崎県告示第 692号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称変更について次のとおり届出があった。

平成26年12月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	

医療法人社団 百喜会上野医 院	西都市	上野医院	医療法人社 団百喜会上 野医院	平成26年 11月1日
-----------------------	-----	------	-----------------------	----------------

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成26年12月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 693号

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
26年-59	映画	淫乱人妻ドライバー 男を乗せて、乗せられて	北沢組 <新日本映像>	平成26年11 月26日
26年-60	映画	俺と彼氏と彼女の事情	池島組 <新日本映像>	
26年-61	映画	ナターシャの愛欲 寒い国から来た未亡人	坂本組 <新日本映像>	
26年-62	映画	黒下着の女 欲情の蜜	関根組 <オーピー映画>	
26年-63	映画	車内痴漢 ステキな指あそび	友松組 <大蔵映画>	
26年-64	映画	人妻・未亡人 不倫汗まみれ	佐藤(史)組 <新東宝映画>	
26年-65	映画	女弁護士 揉ませて勝訴	国沢組 <オーピー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 694号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年12月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年11月20日宮崎県告示第1201号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 695号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年農林水産省告示第2828号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する国富町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年12月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

国富町役場

杉田一男、杉尾正敏、川越幸子、田中遊亀二

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第2828号によること。

宮崎県告示第 696号

宮崎県漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第23号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、同規則第25条第1項の規定により漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度が定められた漁業（漁業法（昭和24年法律第 267号）第66条第3項の規定により知事が許可することができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業を含む。）の許可又は起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成26年12月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請期間

平成27年1月5日から平成29年12月28日まで。ただし、各漁業種類ごとの漁業の許可の有効期間の満了日の1箇月前の日から当該有効期間の満了日の1箇月後の日までを除く。

宮崎県告示第 697号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年12月4日から平成26年12月18日まで宮崎県国土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
102	県道	木場吉松えびの線	えびの市大字東川北字中野 524番1地先から同市同大字三反田 474番11地先まで	旧	6.8 ~ 13.7	305.8
				新	12.2 ~ 32.3	300.0

宮崎県告示第 698号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年12月4日から平成26年12月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
432	県道	元狩倉日南線	日南市大字吉野方字長谷場1426番4地先から同市同大字同字1377番3地先まで	旧	8.7 ~ 17.8	247.0
				新	12.5 ~ 21.0	247.0

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成26年12月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年11月20日	特定非営利活動法人夜空の星	宮本 正信	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原5丁目13番地	この法人は、社会生活上支援が必要な高齢者・障害(児)者とその家族、その他手助けを必要とする方々に対して、当事者と住民が支え合

いの精神のもと、地域に根ざしたサービスを提供する事業を行う。又障害者雇用の場の確保や、まちづくり活動、社会教育活動、子供の健全育成に協力し、誰もが安心して暮らせる地域社会を構築する事に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドン・キホーテ都城店
都城市上川東四丁目5948-1 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成26年7月15日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成26年12月4日から平成27年1月5日まで

平成26年9月29日から10月28日まで実施した家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成26年12月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 2 3 4 6 7 8

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成26年12月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(特-23)第450号	(株)児玉組	児玉 格	宮崎県東臼杵郡門川町上町4-11	特定	造園工事業	平成26年10月9日付けで廃業した旨の届	平成26年10月9日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第4370号	(株)ハウジングサカモト	坂元 洋介	宮崎県日南市大字吉野方10545-5	一般	土工事業、とび・土工事業	平成26年10月15日〃	平成26年10月15日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第8919号	松尾建設(有)	松岡 慶次郎	宮崎県東臼杵郡椎葉村大字松尾523	一般	建築工事業	平成26年10月21日〃	平成26年10月21日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第10701号	(株)ジオテックHD	栗山 法弘	宮崎県宮崎市城ヶ崎2-1-15	一般	機械器具設置工事業	平成26年10月1日〃	平成26年10月1日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第12491号	(株)アンドウマール九州	山根 庸介	宮崎県宮崎市大字赤江1510-1	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業	平成26年10月31日〃	平成26年10月31日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第158号	松原建設	松原 久男	宮崎県都城市野々美谷町3445-1	一般	建築工事業	平成26年10月22日〃	平成26年10月22日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第483号	佐山工務店	佐山 哲則	宮崎県児湯郡新富町大字日置241-4	一般	建築工事業	平成26年10月22日〃	平成26年10月22日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第4354号	川衛工務店	川衛 龍一	宮崎県日南市大字殿所1736	一般	土工事業、建築工事業、大工工事業	平成26年10月23日〃	平成26年10月23日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第6598号	(有)西畑水道土木	西畑 清	宮崎県宮崎市高岡町浦之名3304-1	一般	土工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成26年10月17日〃	平成26年10月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第8339号	三島電気商会	三島 省三	宮崎県児湯郡都農町大字川北4659-10	一般	電気工事業、消防施設工事業	平成26年10月22日〃	平成26年10月22日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第9413号	(有)岡留建設	岡留 幸男	宮崎県都城市梅北町7932-5	一般	土工事業、建築工事業、大工工事業、鋼構造物工事業	平成26年10月24日〃	平成26年10月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第9901号	東木材(株)	東 大輔	宮崎県西都市大字三宅2445-12	一般	建築工事業、管工事業	平成26年10月16日〃	平成26年10月16日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第11695号	梶原産業	梶原 茂	宮崎県都城市甲斐元町2-6ジェネシスⅢ301	一般	土工事業、とび・土工事業、ほ装工事業	平成26年10月27日〃	平成26年10月27日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第11985号	(有)ショウエイシステム	松尾 昭	宮崎県宮崎市月見ヶ丘6-2-11	一般	電気通信工事業	平成26年10月31日〃	平成26年10月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第12402号	(株)ピンナップカンパニー	是永 憲一郎	宮崎県宮崎市祇園2-91-2	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業	平成26年10月20日〃	平成26年10月20日(全廃業)

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年12月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
特別支援学校スクールバス 3台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年11月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社くるま工房くろぎ
宮崎県宮崎市大字跡江2624番
- 5 落札金額
36,302,796円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成26年10月30日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年12月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
マシニングセンター 2式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
大栄機工有限会社 宮崎市吉村町久保田甲 912-1
- 5 落札金額
33,823,440円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成26年10月9日

人事委員会規則

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月4日

宮崎県人事委員会委員長 村社秀継

宮崎県人事委員会規則第22号

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の修学部分休業に関する規則（平成17年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（給与の減額）</p> <p>第2条 [略]</p>	<p><u>（修学部分休業の承認の申請手続）</u></p> <p>第2条 修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業承認申請書（別記様式第1号）により、修学部分休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</p> <p>2 任命権者は、修学部分休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>（修学状況に変更が生じた場合の届出）</u></p> <p>第4条 修学部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>（1）修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した場合</p> <p>（2）修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した場合</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、修学部分休業に係る修学状況に変更が生じた場合</p> <p>2 前項の届出は、修学状況変更届（別記様式第2号）により行うものとする。</p> <p>3 第2条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。</p>

附則の次に次の2様式を加える。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

修学部分休業承認申請書

任命権者 _____ 殿	申請年月日	年	月	日
申請者 所 属 _____				
職・氏名 _____ ㊟				
次のとおり修学部分休業の承認を申請します。				
1 教育施設名		2 通学時間 (職場～教育施設)	時間	分
3 修学内容等				
4 申請期間	年 月 日から		年 月 日まで	
5 休業時間	年 月 日から		年 月 日まで	
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	年 月 日から		年 月 日まで	
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	年 月 日から		年 月 日まで	
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	年 月 日から		年 月 日まで	
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
6 備 考				

- (注) 1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書類（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること（写しでも可）。
- 2 「修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入すること。
- 3 「休業時間」欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「備考」に記入すること。
- 5 修学部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

(裏面)

日付	休業の承認を取り消された時間		時間数	申請者印	任命権者印	備考
	午 前	午 後				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

様式第 2 号 (第 4 条関係)

修 学 状 況 変 更 届

届出年月日		年	月	日
任命権者				
_____ 殿				
			所 属	_____
			職・氏名	_____ ㊟
次のとおり修学部分休業に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。				
1 届出の事由				
<input type="checkbox"/> 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。				
<input type="checkbox"/> 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した。				
<input type="checkbox"/> その他 (_____)				
2 届出の事由が発生した日				
年 月 日				

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から1月を経過する日までの間に修学部分休業を始めようとする職員に係る第2条第1項の規定の適用については、同項中「修学部分休業を始めようとする日の1月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月4日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第23号

職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の高齢者部分休業に関する規則（平成17年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 [略] (退職手当の取扱い)</p> <p>第3条 [略]</p>	<p><u>(高齢者部分休業の承認の申請手続)</u></p> <p>第2条 <u>高齢者部分休業の承認の申請は、高齢者部分休業承認申請書（別記様式第1号）により、高齢者部分休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認め書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>第3条 [略] (退職手当の取扱い)</p> <p>第4条 [略] <u>(高齢者部分休業の承認の取消し等の同意)</u></p> <p>第5条 <u>任命権者は、高齢者部分休業条例第5条の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に高齢者部分休業承認取消し・休業時間短縮同意書（別記様式第2号）を提出させるものとする。</u></p> <p><u>(休業時間の延長の承認の申出手続)</u></p> <p>第6条 <u>高齢者部分休業条例第6条に規定する休業時間の延長の申出は、高齢者部分休業時間延長申請書（別記様式第3号）により、休業時間の延長を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</u></p> <p>2 <u>第2条第2項の規定は、前項の申出について準用する。</u></p>

附則の次に次の3様式を加える。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

高 齢 者 部 分 休 業 承 認 申 請 書

申請年月日 年 月 日				
任命権者 _____ 殿				
申請者 所 属 _____ 職・氏名 _____ ㊟				
次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。				
申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (当該職員の定年退職日)			
休業時間	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	休業時間の合計 時間			
申請理由				

様式第 2 号 (第 5 条関係)

高齢者部分休業承認取消し・休業時間短縮同意書

年 月 日				
任命権者 _____ 殿				
所 属 _____				
職・氏名 _____ (印)				
<input type="checkbox"/> 承認の取消しに同意します。				
<input type="checkbox"/> 次のとおり短縮後の休業時間に同意します。				
短縮後の 休業時間	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	休業時間の合計			時間
備 考				

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

様式第 3 号 (第 6 条関係)

高齢者部分休業時間延長申請書

申請年月日 年 月 日				
任命権者 _____ 殿				
申請者 所 属 _____ 職・氏名 _____ ㊟				
次のとおり高齢者部分休業の承認時間の延長を申請します。				
休業時間	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分
	休業時間の合計 時間			
備 考				

(注) 申請する休業時間は、「休業時間の合計」が当初承認された休業時間以上とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から1月を経過する日までの間に高齢者部分休業を始めようとする職員に係る第2条第1項の規定の適用については、同項中「高齢者部分休業を始めようとする日の1月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

正 誤

平成26年10月16日付け県公報（第2634号）中

ページ	段	行	誤	正
3	右	25	土流の流出の防備	土砂の流出の防備
3	右	28	ア 主伐は択伐による。（次の図に示す部分に限る。） ）	ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字旭ヶ丘 26581-1（次の図に示す部分に限る。） ）

--	--